

風力発電系統連系受付要領

平成24年 4月23日

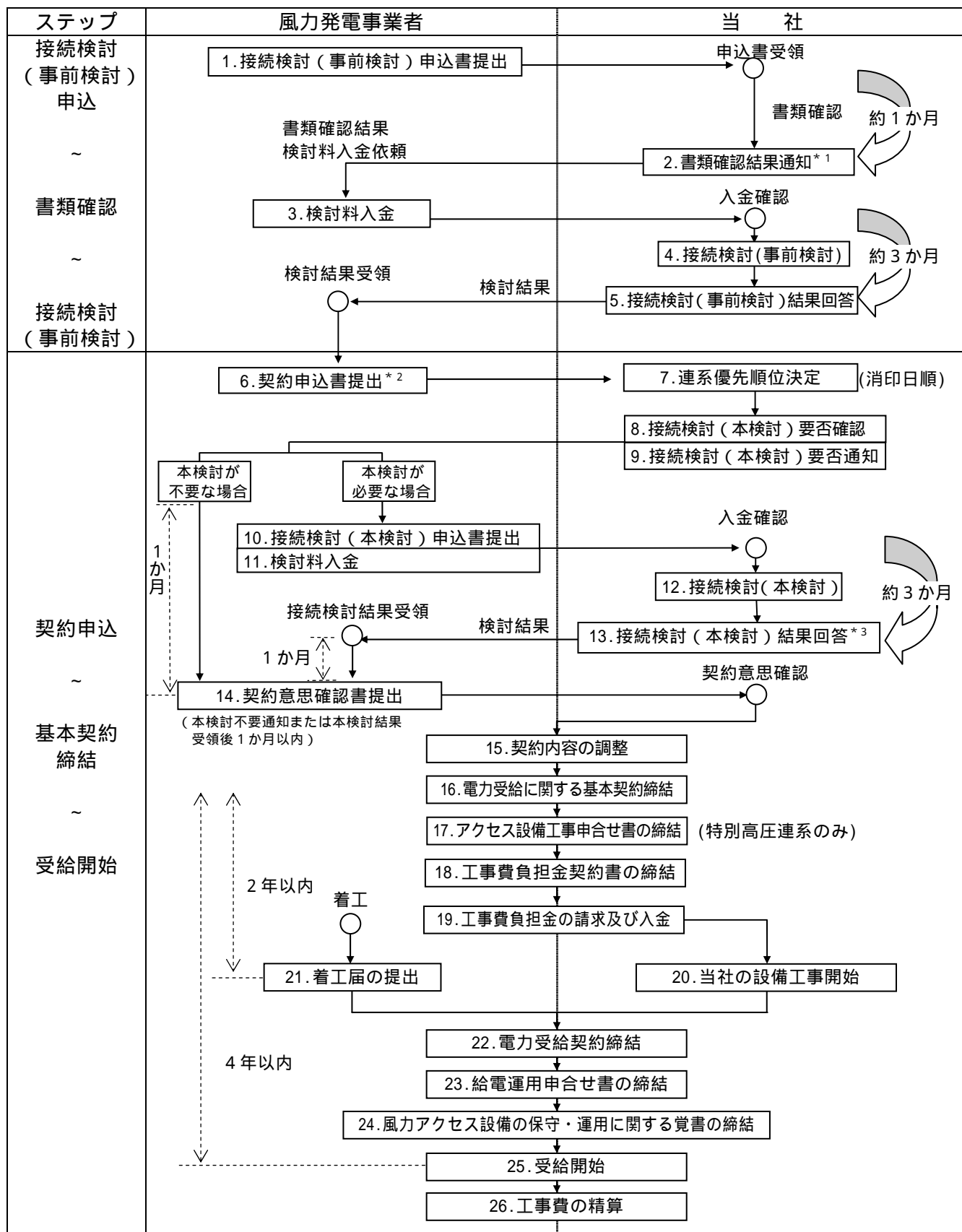
九州電力株式会社

目 次

概要	2
1 受給開始までのフロー	2
2 受給開始までの手続きと対応窓口	3
接続検討（事前検討）申込の受付	6
1 申込資格	6
2 申込方法	8
3 その他	11
系統連系に関する事項	12
1 風力発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧	12
2 連系点	12
3 建設主体	12
4 電圧変動等対策	12
接続検討及び契約申込（連系優先順位の決定）	13
1 接続検討（事前検討）	13
2 契約申込（連系優先順位決定）	14
3 接続検討（本検討）	15
4 接続検討（事前検討）及び接続検討（本検討）の前提条件	17
5 契約意思の確認	18
6 系統連系時期等の調整	18
契 約	19
1 契約の要件	19
2 主な契約書の種類	20
3 電力受給に関する基本契約書の主な内容	21
4 電力受給契約書の主な内容	22
5 アクセス設備工事申合せ書の主な内容	23
6 給電運用申合せ書の主な内容	24
7 風力アクセス設備の保守・管理の運用に関する覚書の主な内容	24
8 工事費負担金の取扱い	25
9 着工届の提出	25
既契約のプロジェクトが契約解除となった場合等の接続検討（事後検討）の取扱い	26
その他	28
風力発電系統連系受付要領を変更する場合の取扱い	28
（別紙）	
1 風況実観測データにおける観測地点の条件について	29
2 鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについての取扱い	30
3 電圧変動対策(SVC装置)が必要となる可能性が高い地域、送電線の容量制約のある系統	31
4 発電機出力抑制が必要となる可能性が高い系統	32
5 別プロジェクトとのエリア重複のガイドライン	33
6 問い合わせ先	34

概要

1 受給開始までのフロー



* 1 : 書類に不備がある場合は、申込が無効となる場合があります。

* 2 : 契約申込時点で、当社基準によりエリアが他の事業者と重複していると判断される場合、連系優先順位が下位のプロジェクトは実現性のないものとして、原則として無効とします。

* 3 : 契約申込時点で、他のプロジェクトの連系など系統の状況の変化や運用上の制約、その他の理由により、接続検討(事前検討)結果から連系可能規模や工事費負担金が大幅に変更となることがあります。

2 受給開始までの手続きと対応窓口

項 目	内 容	対応窓口*1
1. 接続検討(事前検討) 申込書提出	接続検討(事前検討)申込書の提出を行っていただきます。申込書提出後の資料の差し替え及び修正は原則として認めません。	
2. 書類確認結果通知	本受付要領に基づいた申込がされているか確認し、書類確認結果及び検討料入金に関する案内(振込先、入金期限日等)を郵送等でお知らせします。	本店 電力購入グループ
3. 検討料入金	期限日(書類確認結果通知後2週間)までに検討料を入金していただきます。	管轄電力センター*2 本店 次世代配電ネットワークグループ
4. 接続検討(事前検討)	各プロジェクトの管轄電力センター・管轄お客さまセンターで接続検討(事前検討)を実施します。 なお、接続検討(事前検討)では契約申込前の他のプロジェクトの影響は考慮しません。	管轄電力センター*2 管轄お客さまセンター
5. 接続検討(事前検討) 結果回答	検討料入金確認後、原則3か月以内に、各プロジェクトの連系可能規模、系統連系にあたっての諸条件及び工事費負担金の見積額をお知らせします。	
6. 契約申込書提出	接続検討(事前検討)結果に基づき、系統連系及び受給契約を希望される場合、契約申込書を提出していただきます。	本店 電力購入グループ
7. 連系優先順位決定	連系優先順位を契約申込書送付の消印日順(同一消印日のものは抽選)で決定します。	
8. 接続検討(本検討) 要否確認	連系優先順位がより上位の契約申込済プロジェクトが系統連系することを前提に、検討料入金確認時点の系統の状況を確認し、接続検討(本検討)が必要か確認します。	管轄電力センター*2 本店 次世代配電ネットワークグループ
9. 接続検討(本検討) 要否通知	接続検討(本検討)の要否と理由についてお知らせします。 接続検討(本検討)が必要な場合は、接続検討(本検討)申込書提出期限日(接続検討(本検討)要否通知後2週間)、検討料入金に関する案内(振込先、入金期限日等)等についてお知らせします。 接続検討(本検討)が不要な場合は、事前検討結果を本検討結果として扱い、項目10~13を省略し、項目14に進みます。	本店 電力購入グループ 管轄電力センター*2 本店 次世代配電ネットワークグループ
10. 接続検討(本検討) 申込書提出	接続検討(本検討)が必要と通知された場合、接続検討(本検討)申込書を期限日(接続検討(本検討)要否通知後2週間)までに提出していただきます。	本店 電力購入グループ
11. 検討料入金	期限日(接続検討(本検討)要否通知後2週間)までに検討料を入金していただきます。	管轄電力センター*2 本店 次世代配電ネットワークグループ

項 目	内 容	対応窓口*1
12. 接続検討(本検討)	連系優先順位がより上位の契約申込済プロジェクトが系統連系することを前提に、検討料入金確認時点の系統の状況において、各プロジェクトの管轄電力センター・管轄お客さまセンターで接続検討(本検討)を実施します。 なお、接続検討の結果、接続検討(事前検討)結果から、連系可能規模や工事費負担金が大幅に変更となる可能性があります。	管轄電力センター*2 管轄お客さまセンター
13. 接続検討(本検討)結果回答	検討料入金確認後、原則3か月以内に、各プロジェクトの連系可能規模、系統連系にあたっての諸条件、工事費負担金の見積額及び契約意思確認書提出期限日(接続検討(本検討)結果回答後1か月)をお知らせします。	本店 電力購入グループ
14. 契約意思確認書提出	接続検討(本検討)の結果に基づき、系統連系及び受給契約締結の意思を確認します。期限日(本検討不要通知または本検討結果通知後1か月)までに契約意思確認書を提出していただきます。	
15. 契約内容の調整	各プロジェクトを実施する風力発電事業者と最終的な契約内容の調整を行います。	
16. 電力受給に関する基本契約締結	電力受給に関する基本合意を行います。	
17. アクセス設備工事申合せ書の締結	アクセス設備の建設に関する申合せ書を締結します。(特別高圧連系のみ)	管轄電力センター*2 管轄お客さまセンター*3
18. 工事費負担金契約書の締結	系統連系に関する工事費負担金の支払等を定めた契約書を締結します。	
19. 工事費負担金の請求及び入金	工事費負担金を請求します。当社は工事費負担金の入金を確認した後、資材発注及び設備工事に着手します。	
20. 当社の設備工事開始	運用開始予定にあわせ設備工事を行います。	
21. 着工届の提出	風車発注後、速やかに着工届を提出していただきます。	本店 電力購入グループ
22. 電力受給契約締結	風力発電からの電力購入に関する契約を締結します。	管轄電力センター*2 管轄お客さまセンター*3
23. 給電運用申合せ書の締結	給電運用に関する申合せ書を締結します。	
24. 風力アクセス設備の保守・運用に関する覚書の締結	風力アクセス設備の保守・運用に関する覚書を締結します。	
25. 受給開始	設備工事完了後、受給を開始します。	
26. 工事費の精算	当社の設備工事が完成後、速やかに工事費の精算を行います。	

- *1：他社へ売電される場合は、ネットワークサービスセンターが対応窓口となります。この場合、原則として申込等は当該他社を経由していただきます。
- *2：管轄電力センターの窓口については、2.書類確認結果の通知時にお知らせします。問い合わせ先については別紙6を参照ください。
- *3：管轄お客さまセンターの窓口については、16.電力受給に関する基本契約締結後、お知らせします。

電力受給に関する基本契約締結以降、電力受給契約締結までに下記の手続等をしていただきます。

項 目	内 容	対応窓口
1 . 申請書類の提出	電力使用申込書(当社からの電力供給契約についての申込書)を提出いただきます。	管轄お客さまセンター
2 . 電力需給契約書の締結*	当社からの電力供給に関する契約書を締結します。	
3 . 発電設備系統連系サービス契約書の締結	風力発電設備の系統連系に関する契約書を締結します。	

* : 既に契約があり、契約内容に変更のない場合等、手続が不要な場合もあります。

接続検討（事前検討）申込の受付

1 申込資格

(1) 対象

電力受給に関する基本契約の締結後、2年以内に着工^(*)、4年以内に運用開始が可能な風力発電設備。

ただし、法令または条例により、環境アセスメントが義務付けられている場合は、当社との協議により環境アセスメント期間相当の、着工期限・運用開始期限の延伸ができるものとします。

(*)「着工」とは、風車本体の発注を指します。

建設予定地点において1年以上の風況実観測データを有しているもの。(風況観測の地点は、単機の場合は風車設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることとし、具体的な観測地点の範囲は、別紙1のとおりとします。)

環境影響調査、環境アセスメント、その他法規制についての机上調査を実施しているもの。

風車設置について地元自治体等との事前調整を実施しているもの。

具体的な資金調達計画を立案しているもの。

(金融機関等から借入を予定している場合は、当該プロジェクトに対する資金調達に向けて金融機関等と協議が整っている資料または金融機関等の貸出意思のあることが確認できる資料を添付していただきます。)

鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについては、平成22年4月1日に施行された「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に適合しているもの。具体的な取扱いについては別紙2のとおりとします。

ただし、事業目的でない風力発電設備^(注1)及び小規模風力(定格出力合計20kW未満)については、～の要件を満たさなくても申込みは可能とします。

(注1) 事業目的でない風力発電設備とは需給契約電力^(注2)と受給最大電力^(注3)との見合いにより、需給契約電力 受給最大電力となるものをいいます。

(注2) 需給契約電力とは、供給地点において、当社または特定規模電気事業者等から風力発電事業者が需給する契約電力の最大値(kW)をいいます。

(注3) 受給最大電力とは、受給地点において、当社または特定規模電気事業者等が、風力発電事業者から受給する受給電力の最大値(kW)をいいます。

(2) 立地点

- 以下の当社供給区域内とします。
 - ・ 九州本土：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
 - ・ なお、九州本土には九州本土と連系している離島、及び九州本土に連系する洋上風力を含みます。
 - ・ 過去の検討において、電圧変動対策等が必要となった地域を「別紙3、4」に示します。
 - ・ 別紙3に示すエリアにおいては、既に連系が決まっている風力発電事業者による電圧変動が限界に近い状況となっており、新たに風力発電を連系する場合には、電圧変動対策が必要となり、別途対策費用が生じる可能性が非常に高くなります。また、電圧変動対策を実施しても連系できない可能性、連系できる発電機数が制限される可能性があります。
 - ・ また、別紙4に示すエリアにおいて高圧系統に連系する場合には、発電機の出力抑制が必要となる可能性が高くなります。
 - ・ 九州本土と連系していない離島
個別にお問合せ下さい。詳細は、「 . 3 その他」(11ページ)をご覧ください。

(3) その他

- 1風力発電事業者が複数のプロジェクトの接続検討（事前検討）を申込み場合は、プロジェクト単位で別々に申込資料を提出していただきます。
- 1地点で複数案のプロジェクトを申込み場合は、別プロジェクトとして各案別々に申込資料を提出していただきます。
- 1風力発電事業者が申込みプロジェクト数は5プロジェクト以内とします。
(辞退届提出済のもの、電力受給に関する基本契約締結済のものは除く。)
- プロジェクトに必要な用地が他の風力発電事業者のプロジェクトと重複しないように自治体・地権者等に事前確認のうえ申込みください。
- 申込者、関係者（以下「申込者等」といいます。）が、以下のいずれかに該当すると当社が判断したものは申込を無効とします。
 - ・ 申込者等またはその役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「その役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であるもの
 - ・ 申込者等、その役員等またはそれらの使用人が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

2 申込方法

(1) 申込資料

- 申込者は本受付要領に従い様式1「接続検討（事前検討）申込書」一式を1プロジェクトにつき正1通、副2通の合計3通作成し、郵送（書留・レターパック）にて提出してください。
なお、ファックス、電子メール、宅配便及び持参での申込資料の提出は受けません。
- 申込みは単独名義としていただきます。
- 電力受給に関する基本契約締結以降に申込者が別会社に権利・義務の承継を予定している場合には、予め「接続検討（事前検討）申込書」別添2にて申告のうえ、申込みから契約の承継に至る手続きを申込者にて行っていただきます。
また、この場合、申込者が当社との一切の権利・義務について責任を負うこととし、契約の承継後についても、承継した会社の責務に関して申込者に連帯保証を行っていただきます。
なお、事業主体が変更となりプロジェクトの同一性がないと当社が判断する場合、また、契約申込の公平性を損なうと当社が判断する場合等、当社は権利・義務の承継について承認しないことがあります。
- 「接続検討（事前検討）申込書」の別添1～9のうち該当しないものがある場合、「該当なし」と記入して提出してください。
「接続検討（事前検討）申込書」の別添10「提出資料一覧」の添付資料のうち、該当しないため、提出しないものがある場合、「該当しない」旨を明記してください。
なお、書類に不備がある場合は申込が無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 受付開始 平成24年5月14日（月）

- ・ 提出方法は、郵送（書留・レターパック）のみとします。
- ・ なお、受付開始以前に提出された申込については、受付開始日に受領したものと見なします。

(3) 提出先 九州電力株式会社 お客さま本部 電力購入グループ（風力受付窓口） 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

なお、当社以外への売電を希望される方、売電先が未定の方については、申込前に、下記窓口へご連絡ください。

九州電力株式会社 電力輸送本部 ネットワークサービスセンター
住 所： 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
電 話： 092-726-1679（直通）
ファックス： 092-732-5672

(4) 申込の撤回

- 接続検討（事前検討）申込後に申込を撤回される場合は、様式7「辞退届」を提出して下さい。
- 「辞退届」には必ず「接続検討（事前検討）申込書」と同じ印を捺印してください。
- 「辞退届」の提出により申込を撤回したプロジェクト又は当社が申込を無効と見なしたプロジェクトを再度申込される場合は、接続検討（事前検討）申込から実施していただきます。

(5) 書類確認

確認内容

- 当社は、申込内容が本要領に適合しているか、確認します。
- 次の事項に該当する場合は、申込を無効とします。また、書類確認後に判明した場合も申込を無効とし、契約締結後に判明した場合には、契約は原則として無効となります。
 - ・ 申込資格を満たさないもの
 - ・ 代表者の記名捺印がないもの
 - ・ 必要諸元に記載のない項目があるもの
 - ・ 申込資料に虚偽の記載があったもの
 - ・ 申込者の経営状態・経営者、計画内容、現行法制度等から見て、不当な目的のために申込がなされたと当社が判断したもの、または計画に法律上もしくは事実上実現性がないと当社が判断したもの
 - ・ 当社が所有または地役権等の権利を設定している土地を利用して計画しているもの
 - ・ 本要領に違反したもの
 - ・ その他、当社が不適格と判断したもの

書類確認結果の通知

- 「接続検討（事前検討）申込書」受領後、原則1か月以内に書類確認結果を通知します。
- 書類確認で不備があった場合は不備の内容を通知します。
- 書類確認中の途中経過に関する問い合わせには応じません。
- 書類確認の結果、不備がない旨通知した場合でも提出物の内容を当社が保証したわけではありません。

(6) その他留意事項

- 申込資料については、出来るだけ具体的に記載してください。
(送電線ルートについては、単に発電場所と連系地点を結んだものではなく、現地確認結果に基づき決定した具体的なルートを提出して下さい)
- 申込資料は日本語で記載してください。
- 申込書提出後の申込資料の差し替え及び修正は原則として認めません。
- 申込資料は返還しません。
- 書類確認にあたっては、必要に応じ、申込資料の内容等の確認のため、説明及び追加資料の提出を要請することがあります。
- 当社は申込資料等の内容、その他申込にかかわる事項について、申込案件の評価以外の目的で使用いたしません。
また、提出いただいた情報については、厳重に管理いたします。
ただし、基本契約締結以降は、次の事項について、報道機関等に公表する場合があります。
 - ・ プロジェクト名及び事業者名、発電設備の所在地、発電設備の出力、発電設備の運用開始日(契約を解除・解約したものも含む)
 - ・ その他、事業者の了解を得た事項
- 当社への申込にかかわる一切の費用は申込者の負担とし、申込者のプロジェクトが連系できなかった場合の損害について、当社はその責めを負いません。
- 予期せぬ事態の発生などにより、受付を一時中断することがあります。

(7) 問い合わせ先(問い合わせ時間：平日9:00～17:00)

- 電話、ファックス、または来訪による質問等を受付けます。
- 口頭または文書により回答します。
- 質問のうち、重要なものについては、ホームページにより質問及び回答内容を周知します。
(URL: www.kyuden.co.jp/ トップページから「個人のお客さま」「電気料金のご案内・各種お手続き」「新エネルギー等発電からの余剰電力購入について(太陽光発電以外)」「風力発電からの余剰電力購入について」)

受付全般に関する問い合わせ

九州電力株式会社 お客さま本部 電力購入グループ(風力受付窓口)

住 所： 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電 話： 092-761-3031(代表)

ファックス： 092-761-7542

固定価格買取制度全般に関する問い合わせ

九州電力株式会社 経営企画本部 長期エネルギー戦略グループ(風力担当)

住 所： 同上

電 話： 同上

ファックス： 092-733-1435

技術的な項目に関する問い合わせ(特別高圧連系)

九州電力株式会社 管轄電力センター(風力担当)

- ・ 問い合わせ先は、別紙6を参照ください。

技術的な項目に関する問い合わせ（低圧、高圧連系）

九州電力株式会社 お客様本部 次世代配電ネットワークグループ（風力担当）

住 所： 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

電 話： 092-761-3031（代表）

ファックス： 092-712-5236

3 その他

○ 以下については、個別にお問い合わせください。

・ 九州本土と連系していない離島

・ 蓄電池等による出力調整を有しない風力発電の受付につきましては、連系申込受付後に個別に実測データや深夜需要の分析を行い、連系可能量を算出します。

また、需給状況によっては出力抑制を行っていただく場合があります。

<離島への申込に関する問い合わせ窓口>

九州電力株式会社 お客様本部 電力購入グループ（風力受付窓口）

住 所： 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

電 話： 092-761-3031（代表）

ファックス： 092-761-7542

系統連系に関する事項

- 当社系統への接続検討は、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、及び当社「系統アクセス基準」、「配電系統連系基準」に基づくとともに、既設設備との協調を図って実施します。
 - また、風力発電事業者の連系設備についても、連系により他のお客さまとの供給信頼度や系統運用等に影響を与えないように、当社設備との協調を図っていただきます。
- 1 風力発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧
 - 風力発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧は、原則として当社標準電圧としていただきます。
 - 高压連系については、風力発電設備の定格出力は、原則として2,000kW未満としていただきます。
 - 低压連系については、風力発電設備の定格出力は、原則として50kW未満としていただきます。
 - 2 連系点
 - 連系点は、当社の電線路または電気所（変電所等）と風力発電事業者の連系設備との接続点とします。具体的には、原則として既設当社送配電線の近傍とし、効率的な設備形成、電力系統の供給信頼度、及びアクセス設備の所要工期等を勘案し、風力発電事業者に確認の上、当社にて決定します。
 - 3 建設主体
 - 風力発電所から連系点に至る連系設備は、風力発電事業者にて建設していただきます。
また、既設当社電気設備から連系点までは、当社で建設します。なお、工事費は風力事業者に負担していただきます。
 - 4 電圧変動等対策
 - 風力連系に伴う電圧変動対策は、連系点より風力発電所側で実施していただきます。ただし、風力発電所側で対策を講じても連系できる発電機数が制限（連系できない場合を含む）され、当社の発電所等での対策が有効と当社が判断した場合には、当社の発電所等に電圧変動対策設備を設置することがあります。
なお、当社の発電所等での対策は、必要な設備容量が大きく、設置費用も高額となる可能性があります。
 - 長距離ケーブルによる連系については、通常の連系と異なり、長距離ケーブルの静電容量に起因する特殊な電気現象が懸念されます。これに対しては、風力発電事業者にて個別に電力系統への影響を検討、評価のうえ対策し、当社系統へ悪影響を及ぼさないことを連系の条件とします。

接続検討及び契約申込（連系優先順位の決定）

- 書類確認で不備がない旨通知したプロジェクトのうち、検討料を期限日（書類確認結果通知後2週間）までに入金いただいたプロジェクトについては、全て接続検討（事前検討）を行います。
なお、連系優先順位は、接続検討（事前検討）の段階では決定しません。
- 接続検討（事前検討）結果に基づき、系統連系及び受給契約を希望される場合、様式2「契約申込書」を提出していただきます。
連系優先順位は契約申込書送付の消印日順で決定します。
なお、同一消印日に複数の契約申込書の提出があった場合は、当社で厳正な抽選を実施することとし、抽選方法については、対象者に別途連絡いたします。

1 接続検討（事前検討）

- 風力発電設備を当社の電力系統に連系するにあたっては、系統電圧・周波数への影響や必要となる設備工事の内容等について接続検討（事前検討）が必要です。

(1) 対象

- 書類確認で不備がない旨通知した全てのプロジェクトを対象に接続検討（事前検討）を行います。
なお、連系優先順位は、本段階では決定しません。

(2) 検討料の支払い

- 接続検討（事前検討）にあたっては、検討料をいただきます。
金額は1検討につき21万円（消費税等相当額を含む）といたします。
- 検討料は書類確認結果通知でお知らせする期限日（書類確認結果通知後2週間）までに、別途当社が指定する銀行口座に入金していただきます。振込手数料は事業者で負担してください。
なお、検討料が不要な場合がありますので、その場合は、書類確認結果通知でお知らせします。

（例）

- ・ 低圧配電線へ連系する場合
- ・ 過去に接続検討（事前検討）を実施したプロジェクトと同内容の申込みで、かつ当社が検討不要と判断した場合
- 期限日までに検討料の入金がなかった場合は、申込撤回と見なしますので、再度接続検討（事前検討）申込が必要となります。
- 当社は、検討料の入金を確認した後、接続検討を開始しますので、相互確認のため、当社対応窓口（管轄電力センターまたは本店 次世代配電ネットワークグループ）まで、入金の手続きをお願いします。
なお、入金いただいた検討料は、原則として返却いたしませんので、予めご了承ください。

(3) 検討条件

- 接続検討（事前検討）では、原則として接続検討料の入金確認時点の系統の状況及びその時点において契約申込済の他のプロジェクトが系統連系することを前提に検討します。

(4) 接続検討（事前検討）結果の通知

- 接続検討（事前検討）結果は、検討料入金確認後、原則 3 か月以内にお知らせします。
なお、3 か月以内に接続検討（事前検討）結果の通知ができない場合は、その理由、進捗状況及び回答時期の見込みを事前にお知らせします。
- 接続検討（事前検討）結果として、次の事項等をお知らせします。
 - ・ 必要となる設備工事の内容、所要工期、工事費負担金概算額
 - ・ 系統の安定運転、信頼度維持のために必要な風力発電事業者の設備（風力発電事業者の建設する連系設備を含む）仕様等

(5) 注意事項

- 接続検討（事前検討）結果は、連系可能規模及び連系の権利等を保証するものではありません。
- 接続検討（事前検討）結果回答後、契約申込書送付の消印日順で連系優先順位を決定しますので、契約申込後に、再度接続検討が必要となる場合があります。
- その場合、より優先順位の高い他のプロジェクトの連系など系統状況の変化や運用上の制約、その他の理由により、連系可能規模や工事費負担金が大幅に変更となることがあります。
- 連系点が重複するプロジェクトの契約申込があり、複数事業者の共同設備による連系が有効であると当社が判断した場合は、共同設備による連系を提案します。連系点が重複する事業者全ての合意が得られた場合には、各事業者の申込内容による接続検討に加え、共同連系についても検討を行います。なお、共同設備の仕様については、事業者間で速やかに調整の上、提示していただきます。

(6) その他

- 検討に要する期間は連系地点・条件等により異なることから、接続検討結果の回答は接続検討申込の順番から前後する可能性があります。
- 当社の連系可能量を超過する契約申込があった場合には、超過後のプロジェクトについては出力抑制とともに蓄電池設置等の対策が別途必要となる場合があります。

2 契約申込（連系優先順位決定）

- 接続検討（事前検討）結果に同意のうえで、連系を希望するプロジェクトについては、様式 2「契約申込書」に必要事項を記入し、当社風力受付窓口まで郵送（書留・レターパック）にて提出してください。当社は連系優先順位を契約申込書送付の消印日順で決定します。
なお、同一消印日に複数の契約申込書の提出があった場合は、当社で厳正な抽選を実施することとし、抽選方法については、対象者に別途連絡いたします。
- 契約申込時点で、当社基準（別紙 5）によりエリアが他の事業者と重複していると判断される場合、連系優先順位が下位のプロジェクトは実現性がないものとして原則として契約申込を無効とします。（当社は当該事業に係る協議・調整、紛争処理などには一切関与しません。）
なお、優先順位が下位のプロジェクトは、重複していないエリアのみに計画を見直した上で、再度接続検討（事前検討）申込から実施していただきます。
- 契約申込書に記載漏れ・捺印漏れ等の不備がある場合には、契約申込を無効とします。

3 接続検討（本検討）

- 契約申込書を受付後、当社は接続検討（事前検討）結果から系統の状況に変更がないか確認し、接続検討（本検討）の要否を判断します。
- 接続検討（本検討）の要否については、契約申込書受領後、原則2週間以内にお知らせします。

(1) 対象

- 接続検討（本検討）が必要と判断したプロジェクトを対象に、接続検討（本検討）を行います。
- 接続検討（本検討）が不要と判断したプロジェクトについては、接続検討（事前検討）の結果を接続検討（本検討）結果として取扱います。

< 契約申込時に接続検討（本検討）が必要となる主な場合 >

- ・ 接続検討（事前検討）時から契約申込までの間に、他の発電者等から同一系統に契約申込があった場合
- ・ 接続検討（事前検討）時から契約申込までの間に、他の発電者等が同一系統の契約申込を撤回した場合
- ・ その他、接続検討（事前検討）時から契約申込までの間に、連系する系統の状況に変更がある場合

(2) 申込方法

- 接続検討（本検討）が必要となった場合に契約申込の継続を希望する場合は、様式3「接続検討（本検討）申込書」に必要事項を記入し、当社風力受付窓口まで郵送（書留・レターパック）にて提出してください。提出方法は郵送のみとし、接続検討（本検討）要否通知でお知らせする申込期限日（接続検討（本検討）要否通知後2週間）の消印有効とします。
- 接続検討（本検討）における添付書類（発電所の諸元等）は、接続検討（事前検討）時点と同一とし、提出は必要ありません。発電所の諸元等に変更がある場合は、再度接続検討（事前検討）申込から実施していただきます。
- 上記期限日までに申込がなかった場合は、契約申込撤回と見なします。

(3) 検討料の支払い

- 接続検討（本検討）にあたっては検討料を別途いただきます。
金額は、接続検討（事前検討）と同様、21万円（消費税等相当額を含む）といたします。
- 検討料は、接続検討（本検討）要否通知でお知らせする期限日（接続検討（本検討）要否通知後2週間）までに、別途当社が指定する銀行口座に入金していただきます。振込手数料は事業者で負担してください。
- 当社は、検討料の入金を確認した後、検討を開始しますので、相互確認のため、当社対応窓口（管轄電力センターまたは本店 次世代配電ネットワークグループ）まで、入金の手続きをお願いします。
なお、入金いただいた検討料は、原則として返却いたしませんので、予めご了承ください。
- 上記期限日までに検討料の入金がなかった場合は、契約申込撤回と見なします。

(4) 接続検討（本検討）結果の通知

- 接続検討（本検討）結果の通知は、検討料入金確認後、原則 3 か月以内にお知らせします。
なお、3 か月以内に接続検討（本検討）結果の通知ができない場合は、その理由、進捗状況及び回答時期の見込みを事前にお知らせします。
- 接続検討（本検討）の結果として、次の事項等をお知らせします。
 - ・ 必要となる設備工事の内容、所要工期、工事費負担金概算額
 - ・ 系統の安定運転、信頼度維持のために必要な風力発電事業者の設備（風力発電事業者の建設する連系設備を含む）仕様等

(5) その他

- 検討に要する期間は連系地点・条件等により異なることから、接続検討結果の回答は接続検討申込の順番から前後する可能性があります。
- 当社の連系可能量を超過する契約申込みがあった場合には、超過後のプロジェクトについては出力抑制とともに蓄電池設置等の対策が別途必要となる場合があります。

4 接続検討（事前検討）及び接続検討（本検討）の前提条件

- 接続検討申込時及び契約申込時におけるプロジェクトの熟度・実現性等を踏まえた前提条件に基づき、接続検討（事前検討及び本検討）を実施します。

事前検討（契約申込前）	本検討（契約申込後）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約申込前のプロジェクト間の連系優先順位は決定しません。 ○ 契約申込済のプロジェクトが系統連系することを前提に接続検討します。 ○ 契約申込時に他のプロジェクトの連系などにより、再度検討が必要となる場合があります。 ○ 需給状況など系統の状況が変化するため、検討後期間が経過すると、再度接続検討が必要となる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連系優先順位を契約申込書送付の消印日順で決定します。 ○ 連系優先順位が、より上位の他の契約申込済プロジェクトが系統連系することを前提に接続検討します。 ○ より上位のプロジェクトの契約申込撤回等により、再度検討が必要となる場合があります。 ○ 下位のプロジェクトの契約に影響があるため、検討結果回答後、1か月以内に契約意思確認書を提出していただきます。
<p>【前提条件イメージ】</p> <p>凡例 ○ 前提条件に考慮する ○ 前提条件に考慮しない</p>	<p>【前提条件イメージ】</p> <p>凡例 ○ 前提条件に考慮する ○ 前提条件に考慮しない</p>

< 接続検討の取扱いの違い >

	接続検討（事前検討）	接続検討（本検討）	接続検討（事後検討） ^{*1}
前提条件	事前検討の接続検討料入金確認時点の系統状況 ^{*2}	本検討の接続検討料入金確認時点の系統状況 ^{*2}	事後検討の接続検討料入金確認時点の系統状況 ^{*2}
必要性	必要 〔書類確認で不備がない旨通知したプロジェクトは全て実施〕	以下の場合に必要 〔事前検討後、契約申込までに系統の状況に変更がある場合〕	以下の場合に必要 ^{*3} 〔本検討後、既契約プロジェクトの契約解除等がある場合〕
検討料要否	必要	必要	必要

* 1：事後検討は、後述の「既契約のプロジェクトが契約解除となった場合等の接続検討（事後検討）の取扱い」参照

* 2：系統状況には、契約申込済の他のプロジェクトは含めるが、接続検討（事前検討）段階の他のプロジェクトは含めない

* 3：優先順位上位プロジェクトが設備工事を予定していた場合、当該プロジェクトの契約申込撤回等によって連系出来ない可能性がある場合は必須
その他の場合、当社が事後検討が有効な可能性があるかと判断すれば、風力発電事業者の希望で任意実施

5 契約意思の確認

- 当社は、接続検討(本検討*)結果通知後、検討結果を受けた上での系統連系及び受給契約意思(契約締結の意思)について、確認を行います。

- * 接続検討(本検討)不要の場合は、接続検討(事前検討)結果を接続検討(本検討)結果と見なします

- 契約意思の確認方法は、次のとおりです。

- ・ 契約締結を希望する場合、希望しない場合のいずれも、様式4「契約意思確認書」に必要事項を記入し、当社風力受付窓口まで郵送(書留・レターパック)にて提出してください。提出方法は郵送のみとし、以下によりお知らせする契約意思確認書提出期限日の消印有効とします。

- 接続検討(本検討)不要プロジェクト

- ・ 接続検討(本検討)要否通知時に期限日をお知らせ

- (期限日:接続検討(本検討)要否通知後1か月)

- 接続検討(本検討)必要プロジェクト

- ・ 接続検討(本検討)結果通知時に期限日をお知らせ

- (期限日:接続検討(本検討)結果通知後1か月)

- ・ 上記期限日までに契約意思確認書の提出がない場合は、契約申込撤回と見なします。

6 系統連系時期等の調整

- 同一系統に複数のプロジェクトが連系する場合、連系優先順位がより上位のプロジェクトから順番に連系することを前提に、接続検討(本検討)を行います。そのため、より上位のプロジェクトの申込内容(系統連系の時期等)によっては、連系時期等の調整が必要となる場合があります。

契 約

- 当社は契約締結の意思を確認したプロジェクトを実施する事業者と契約内容の調整を行い、合意に達した事業者と「電力受給に関する基本契約」を締結します。
- 電力受給に関する基本契約は、契約締結の意思確認後 1 か月以内を目途に締結していただきます。
- 契約の協議が整わない場合は、契約申込撤回と見なします。

1 契約の要件

(1) 受給運用に関する要件

- 電力の品質維持及び保守面から給電指令に従っていただきます。当社設備の停電作業時及び事故時、並びに給電運用上必要な場合、発電設備を系統から解列していただくことがあります。なお、この場合、発電停止に伴う補償はいたしません。
また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」といいます。)等の定めにより、出力抑制などを実施していただくことがあります。

(2) 系統連系に関する要件

- 本要領の「 系統連系に関する事項」を遵守していただきます。

(3) 系統連系の接続検討(本検討)結果に同意

- 風力発電連系に関する接続検討(本検討)結果に同意していただきます。

(4) 受給電力量料金単価と受給契約期間

- 「再エネ特措法」の条件を満たす場合には、同法及びその他関係法令等の定めによるものとします。

(5) その他

- 電気事業法、関係法令等を遵守していただきます。
- 必要な地元交渉、法手続、環境対策、設備の運転・保守等について、全ての責任を負っていただきます。
- 共同設備連系を選択される場合は、事業者間の調整や共同設備の保守等は各事業者の責任のうえで実施し、当社は共同設備連系に起因する損害については、責任を負わない旨、全事業者に同意していただきます。

2 主な契約書の種類

電力受給に関する基本契約書

- ・ 契約者と風力発電からの電力購入についての基本合意として締結します。
- ・ 料金、電力受給開始日、契約の有効期間、契約の解除、損害賠償、契約の承継等について取り決めます。

電力受給契約書（逆潮流なしの場合は不要）

- ・ 当該風力発電設備で発生する電力を、当社に対して継続的に供給し、当社がその供給を受けることについての必要事項を定めます。
- ・ 電力受給に関する基本契約書の内容に加え、連系にかかる措置、電気工作物の変更、契約の有効期間、契約有効期間満了後の取扱い等について取り決めます。

アクセス設備工事申合せ書（特別高圧連系のみ）

- ・ 電力受給に関する基本契約書に付帯して、当該風力発電設備が当社の系統に連系するために必要となる設備の建設についての必要事項を定めます。
- ・ アクセス設備の工事概要、工事範囲及び工事分担、工事期限等について取り決めます。

給電運用申合せ書

- ・ 電力受給契約書に付帯して、当該風力発電設備及び電力系統設備に関する給電運用を円滑に行うための必要事項（系統操作及び事故時の処置、停止作業の計画・実施、連絡ルート等）について、受給開始までに取り決めます。

風力アクセス設備の保守・運用に関する覚書

- ・ 必要に応じて、風力アクセス設備の保守・運用に関する細部についての必要事項を定めます。

- その他、電力需給契約書（当社からの電力供給に関する契約書）、工事費負担金契約書、発電設備系統連系サービス契約書等を締結します。

3 電力受給に関する基本契約書の主な内容

(1) 料 金

- 「再エネ特措法」の条件を満たす場合には、同法及びその他関係法令等の定めによるものとします。
- 電力量料金は、受給電力量に電力量料金単価を乗じたものとします。

(2) 電力受給開始日

- 電力受給開始日は、当契約締結後4年を目途とします。
- 風力発電事業者または当社が電力受給開始日を変更する必要がある場合で、双方の協議が整ったときは、当契約締結後4年を目途に設定される期日までの期間に限り、電力受給開始日を変更することができます。
- 風力発電事業者と当社のいずれか一方が、真にやむを得ない事由により電力受給開始日を変更する必要がある場合は、当契約締結後5年を目途に設定される期日までの期間に限り電力受給開始日を変更することができます。

(3) 契約の有効期間

- 契約締結日から電力受給契約締結の前日までとします。

(4) 契約の解除

- 風力発電事業者または当社がこの契約を解除する場合、原則として両者の合意がなければ契約の解除はできないものとします。
- 風力発電事業者または当社は、その相手方がこの契約に違反した場合及び工事費負担金契約等に違反した場合には、その契約に違反した相手方に文書をもってその改善を求めるものとし、文書が相手方に到達してから30日を経過しても、その相手方がその求めに応じて改善しないときは、両者の合意によらず、この契約の解除を行うことができるものとします。
- 風力発電事業者が、当契約締結後2年を目途に設定される期日までに当社に着工届を提出しない場合や電力受給開始日までに電力が受給されないと当社が認める場合は、当社は何らの催告なくこの契約を解除することができるものとします。ただし、法令または条例により、環境アセスメントが義務付けられている場合は、当社との協議により環境アセスメント期間相当の着工期限、運用開始期限を延伸できるものとします。
- 手形または小切手の不渡り、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分、競売開始、会社更生または民事再生もしくは破産の申立など、風力発電事業者または当社の財産状態に対する信頼が損なわれた場合には、風力発電事業者または当社は、相手方に対して何らの催告なくこの契約を解除することができるものとします。
- 契約の解除までに当社がアクセス設備の工事のために要した費用（調査、測量費などを含む）及び設備の撤去に伴う実損失額は、全額風力発電事業者が負担しなければならないものとします。

(5) 履行不能による解約

- 風力発電事業者または当社が、用地事情により、この契約に定める電力受給開始日までに受給開始できない場合には、この契約を解約することができるものとします。
用地事情とは、第三者名義の土地を取得、借用するために相当の努力をしたが、第三者の了解を得られなかった場合をさします。
- 前項により、この契約を解約した場合には、解約した当事者の責めに帰すべき事由がないものとし、相手方に対して損害賠償を請求することができないものとします。
ただし、解約までに当社がアクセス設備の工事のために要した費用（調査、測量費などを含む）及び設備の撤去に伴う実損失額は、全額風力発電事業者が負担しなければならないものとします。

(6) 損害賠償

- 風力発電事業者または当社がこの契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害を賠償するものとします。ただし、風力発電事業者または当社がその責めに帰すべきでないことを証明した場合は、この限りではありません。
- 風力発電事業者または当社が故意または過失によって第三者に損害を与えた場合には、第三者が被った損害をその損害を与えた事業者が賠償するものとします。

(7) 契約の承継

- 風力発電事業者及び当社は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対してこの契約に基づく権利または義務を譲渡または承継させてはならないものとします。
- 風力発電事業者もしくは当社が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けた上で、この契約をその承継者に承継させるものとします。

4 電力受給契約書の主な内容

電力受給に関する基本契約書と重複する内容については省略します。

(1) 連系にかかる措置

- 風力発電事業者は、系統連系に関し、当社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼさないものとします。
- 前項に反し、風力発電事業者が当社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼす場合または悪影響を及ぼすおそれがあると当社が判断する場合は、当社は、ただちに電力の受電を停止し、風力発電事業者の負担でその改善に必要な措置を講ずるよう求めることができるものとします。
なお、当社の受電停止により風力発電事業者に損害が発生しても、当社は賠償の責めを負わないものとします。
- 風力発電事業者は当社から前項の申し出があったときは、これに応じるものとし、当社は風力発電事業者の改善措置が完了し、当社の供給信頼度及び電力品質に悪影響を及ぼさないと確認した後に風力発電事業者からの電力の受電を再開します。

- (2) 電気工作物の変更
 - 風力発電事業者の電気工作物に変更がある場合は、風力発電事業者は、あらかじめ当社へ通知し、当社の了解を得るものとします。
 - 風力発電事業者の電気工作物の変更に伴い、当社の電気工作物に変更が生じた場合は、当社の電気工作物の変更に必要な費用については、風力発電事業者が負担するものとします。

- (3) 契約の有効期間
 - 「再エネ特措法」の条件を満たす場合には、同法及びその他関係法令等の定めによるものとします。

- (4) 契約有効期間満了後の取扱い
 - 風力発電事業者または当社が、契約有効期間満了日の1年前までに文書により契約の延伸を申し出た場合は、相手方の申出に応じて受給電力量料金単価と受給契約期間等について協議します。

- (5) 設備の撤去
 - 契約が終了したときなど、この契約にもとづく電力受給のために当社が設置した電気設備が不要となった場合には、風力発電事業者の負担により当社がその設備を撤去するものとします。

- (6) 契約の解除
 - 次のいずれかに該当する場合には、風力発電事業者または当社は、相手方に対して何らの催告なくこの契約を解除することができます。
 - 風力発電事業者または当社が2年を超えて電力の受給を中断したとき
 - 手形または小切手の不渡り、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分、競売開始、会社更生または民事再生もしくは破産の申立など、風力発電事業者または当社の財産状態に対する信頼が損なわれたとき

5 アクセス設備工事申合せ書の主な内容

- (1) 工事範囲及び工事分担
 - 風力発電事業者及び当社が実施するそれぞれの工事範囲と費用分担を取り決めます。
 - 具体的設計は、工事範囲についてそれぞれ実施する調査測量後、協議の上取り決めます。

- (2) 工事工程・進捗の協議
 - 工事が安全かつ効率的に進むよう、工事工程について協議するものとします。
 - 双方の工事進捗状況について、必要に応じ報告するものとします。

- (3) 工事期限
 - アクセス設備の工事を完了する期限を取り決めます。

6 給電運用申合せ書の主な内容

(1) 電力受給上の協力

- 電力受給及び関連電力系統の運用にあたっては、相互に誠意をもって協力するものとします。

(2) 停止作業の計画・実施

- 関連電力系統の停止作業は、事前の調整の上、相互に了解を得て行うものとします。

(3) 系統操作

- 平常時の系統操作及び事故時の処置については、相互に緊密な連絡をとって行うものとします。

(4) その他

- 当社との系統操作等に関する連絡ルート、電圧運用、保護装置や通信施設の運用方法、データの記録等を協議します。

7 風力アクセス設備の保守・管理の運用に関する覚書の主な内容

(1) 設備の保守・管理

- 設備の保守・管理は、各々に定められた保守・管理に関する規程等に基づき、実施するものとします。

(2) 事故時の処理

- 事故発生時において事故点不明の場合には、相互に連絡し合い事故点の早期発見に努めるものとし、事故復旧は事故点設備保有者の責任において行うものとします。

8 工事費負担金の取扱い

- 風力発電設備の当社系統への連系に伴い、当社が建設・施工する電力設備の工事費については、全額を風力発電事業者に負担していただきます。ただし、事業目的でない風力発電設備の場合は、当社電気供給約款または特定規模需要標準供給条件の定めるところにより、風力発電事業者に負担していただきます。
- 同一系統内の複数事業者の対策として、当社発電所等に電圧変動対策設備を設置する場合、連系優先順位に従って、各事業者が連系するのに必要な設備容量により按分した工事費を各事業者負担していただきます。

なお、事業者の契約解除等により接続検討（事前検討・本検討・事後検討）の前提条件が変更になった場合は、回答した工事費負担金から大幅に変更となる場合があります。その場合は、変更後の条件に基づいて算定した工事費負担金を連系希望事業者負担していただきます。

- 風力発電事業者と電力受給に関する基本契約を締結後、当社は調査、測量等に着手し、測量設計完了後、工事費負担金契約書を締結し、当社は工事費負担金を請求します。

なお、接続検討（事前検討・本検討・事後検討）の中で回答した工事費負担金から変更が生じる場合があります。

特に、同じ系統に複数のプロジェクトが存在する場合や全体の連系可能量を超過する場合で、連系優先順位がより上位のプロジェクトが契約申込を撤回した場合等で、接続検討（事前検討・本検討・事後検討）の前提条件が変更になった場合は、回答した工事負担金から大幅に変更となる場合があります。

- 当社は工事費負担金の入金確認後、工事に着手します。
- 工事費負担金は工事完成後、精算します。
- 電力受給に関する基本契約または電力受給契約を解除した場合は、解除までに要した当社工事費の実費を風力発電事業者負担していただきます。
- 連系に伴い発生した工事費負担金（平均実績）を参考に例示します。

〔特別高圧系統〕

- ・約7千万円（特殊な保護装置等が必要な場合を除く）

〔高圧系統〕

- ・約2千万円

数値は、これまでの平均的なレベルを示すもので、プロジェクト毎の個別の接続検討（事前検討・本検討・事後検討）の結果によっては、大きく変動することがあります。

9 着工届の提出

- 着工後は速やかに様式6「着工届*」を提出していただきます。

なお、提出にあたっては、風車本体の購入契約書の写し、または風車本体の発注依頼書の写し等風車本体の発注が確認できるものを添付してください。

着工届提出期限（電力受給に関する基本契約の締結後2年以内）までに着工届の提出がない場合、当社は基本契約を解除できるものとします。

*「着工」とは、風車本体の発注のことを指します。

既契約のプロジェクトが契約解除となった場合等の接続検討（事後検討）の取扱い

- 既契約プロジェクトの契約解除等により、同一系統に連系する既契約または「 6 契約意思の確認」で契約意思確認書を提出済のプロジェクトについて、連系に必要な対策等が変更となる可能性がある場合、接続検討（事後検討）の要否（必須又は任意）を通知のうえ、以下のとおり、接続検討（事後検討）を実施します。

なお、技術的な制約がある場合等で出力を抑制しているプロジェクトについては、接続検討（事後検討）の実施による抑制解除は行いません。

(1) 接続検討（事後検討）が必須の場合

- 優先順位がより上位プロジェクトが設備工事を予定していた場合、当該プロジェクトの契約解除等によって、優先順位が下位のプロジェクトが連系出来ない可能性があるなど、接続検討（事後検討）が必須と当社が判断した場合、有料で接続検討（事後検討）を実施します。

転送遮断装置、PCM保護装置、送配電線・変圧器増強 など

- 期限内に接続検討（事後検討）の手続きが終了しない場合、既契約のプロジェクトは、契約の解除について協議を開始し、契約意思確認書を提出済のプロジェクトは、契約申込撤回と見なします。

(2) 接続検討（事後検討）が任意の場合

- 電圧変動対策を軽減できる可能性があるなど、接続検討（事後検討）が有効な可能性があるとして当社が判断した場合かつ風力発電事業者が希望される場合には、有料で接続検討（事後検討）を実施します。

(3) 検討料及び検討期間

- 接続検討（事前検討・本検討）と同様、21万円（消費税等相当額を含む）とし、検討期間についても、接続検討（事前検討・本検討）に準じ、3か月といたします。

なお、検討の結果、接続検討（事前検討・本検討）から内容に変更がない場合についても、検討料は返却いたしませんので予めご了承ください。

(4) 具体的な手続き

項 目	内 容	対 応 窓 口
1. 接続検討（事後検討） 要否確認	既契約のプロジェクトの契約解除等、連系に必要な対策が変更となる可能性が生じる風力発電事業者へ、接続検討（事後検討）の要否を連絡させていただきます。	本店 電力購入グループ
2. 接続検討（事後検討） 申込書提出	接続検討（事後検討）が必須の場合又は任意の際に希望される場合、接続検討（事後検討）要否確認時にお知らせする提出期限日（接続検討（事後検討）要否確認後2週間）までに様式4「接続検討（事後検討）申込書」を提出していただきます。	
3. 検討料入金	接続検討（事後検討）要否確認時にお知らせする入金期限日（接続検討（事後検討）要否確認後2週間）までに、検討料を入金していただきます。	管轄電力センター 本店 次世代配電ネットワークグループ
4. 接続検討（事後検討）	各プロジェクトの管轄電力センター・管轄お客さまセンターで接続検討（事後検討）を実施します。	管轄電力センター 管轄お客さまセンター
5. 接続検討（事後検討） 結果回答	検討料の入金確認後、原則3か月以内に電圧変動対策等をお知らせします。	本店 電力購入グループ

* 対応窓口の問い合わせ先については別紙6を参照ください。

その他

- 風力発電事業者販売用計量器及び計器用変成器等は、風力発電事業者に設置していただきます。
また、当社販売用計量器は風力発電事業者の計器用変成器に施設する場合があります。
- 系統運用上必要となる情報（風力発電の有効電力・無効電力など）が収集できるよう給電情報伝送装置（テレメータなど）を設置していただく場合があります。

風力発電系統連系受付要領を変更する場合の取扱い

- 当社は、この要領を予告なく変更することがあります。
- この場合、変更後の申込については、変更後の要領によります。
- なお、変更を実施する場合には、事前に当社ホームページに掲載します。

風況実観測データにおける観測地点の条件について

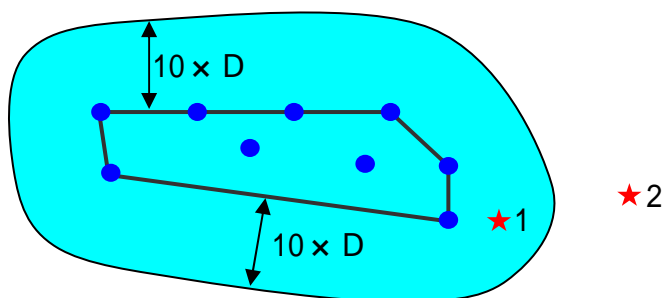
1. 風況実観測地点の条件

〔観測地点の条件〕

単機の場合は、風車の設置予定地点とします。複数機の場合は、当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とします。

具体的には、発電所エリアのうち外側の風車設置地点を結んだ直線から「設置予定風車のロータ直径の10倍」の範囲とします。

● : 風車
★ : 観測地点
D : ロータ直径



鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについての取扱い

「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」(平成 22 年 4 月 1 日施行、以下「ガイドライン」という)を踏まえ、鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについては、接続検討(事前検討)申込書提出時に鹿児島県から適合と判断された通知(以下「適合通知」という)(写)を併せて提出していただきます。提出がない場合は、申込を受付けません。

(参考)「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」の概要

目的	・ 鹿児島県内における風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準や調整手順を示し、景観上の影響を未然に防止することを目的として、ガイドラインを制定。
対象	・ 出力規模の合計が 1,000kW 以上の風力発電施設
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電施設の建設地の選定に当たり、事業者は、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮。 ・ 風力発電施設の建設等に当たり、事業者は、主要な眺望景観、地域固有の景観を阻害しないよう配慮。また、周囲の景観との調和を図り、山の稜線を乱さないよう留意。
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、風力発電施設の建設等に当たり、鹿児島県に協議書を提出のうえ、景観上の影響予測について協議。 ・ 鹿児島県は、基準への適合性を審査のうえ、審査結果を事業者へ通知。

* 1 詳細については、鹿児島県のホームページをご参照ください。

(<http://www.pref.kagoshima.jp/ac06/kurashi-kankyo/chiiki/keisei/torikumi/keikangaidorain.html>)

* 2 ガイドラインの内容に関するお問い合わせについては、以下までお願いいたします。

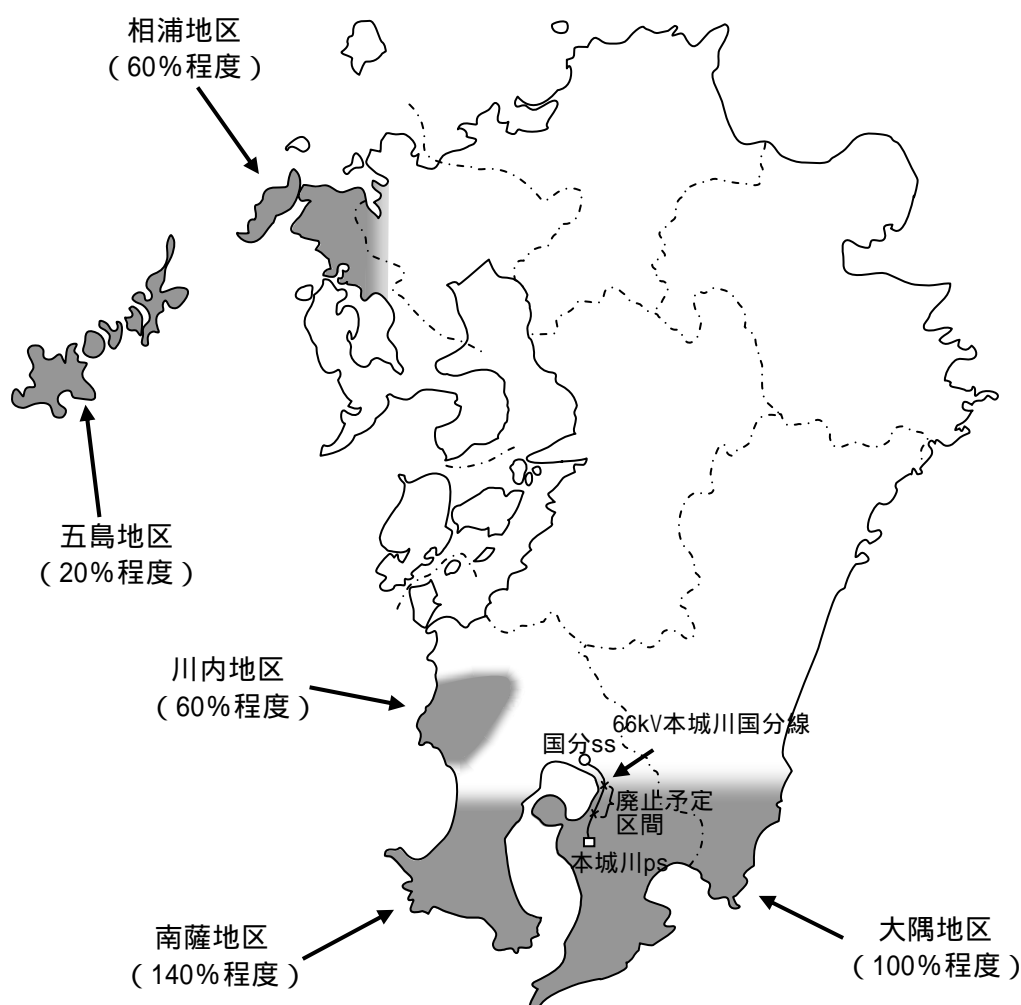
(お問い合わせ先)

鹿児島県企画部地域政策課地域振興係

電話番号：099 - 286 - 2428

メールアドレス：rdpcs@pref.kagoshima.lg.jp

電圧変動対策（SVC装置）が必要となる可能性が高い地域、送電線の容量制約のある系統
（特別高圧系統）



(1) 電圧変動対策

■のエリアは既に連系が決まっている風力事業者による電圧変動が限界に近い状況となっており、新たに風力発電を連系する場合には、電圧変動対策が必要となる可能性が非常に高くなります。また、電圧変動対策を実施しても連系できない可能性、連系できる発電機数が制限される可能性があります。

なお、これまでの検討実績より、南薩地区・大隅地区は、当社発電所等での対策が必要となる可能性が非常に高くなります。

（ ）は、過去にエリア内で検討した電圧変動対策装置の容量の最大値
（発電設備容量に対する容量比率）

（参考）電圧変動対策装置（SVC）設置費用

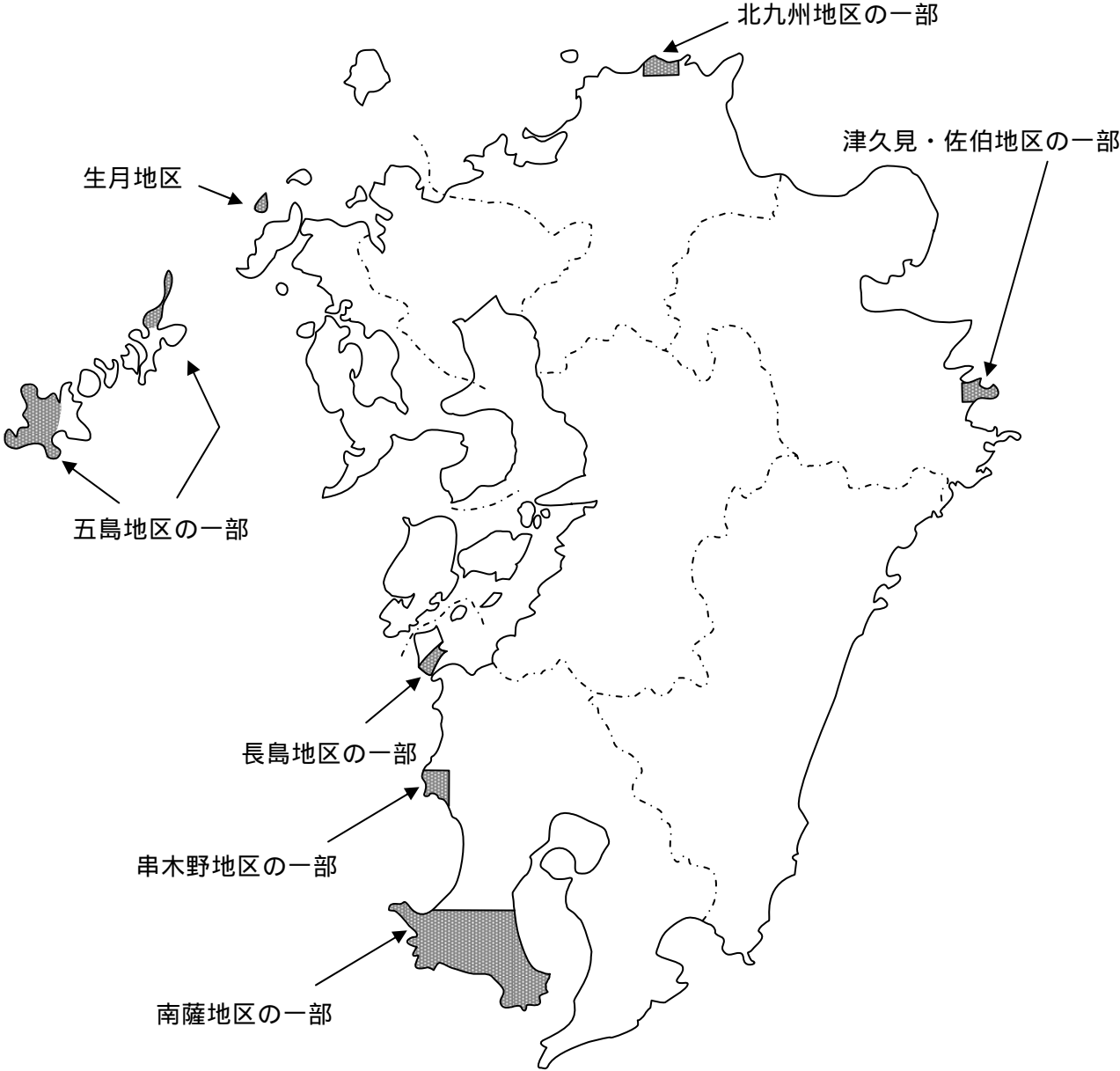
容量 [kVA]	設置費用
-5,000 ~ 5,000	6億円程度
-10,000 ~ 10,000	7億円程度

メーカー概算価格（開閉器は含まず）

(2) 送電線の容量制約

66kV本城川国分線は、風力連系により送電線容量が限界に達していることから、アクセス設備の建設だけでなく、同線路の増強（風力事業者負担）が必要となります。また、同線路の一部については廃止予定であることから、連系を希望される場合は、別途当社風力受付窓口にお問い合わせください。

発電機出力抑制が必要となる可能性が高い系統
(高圧系統)



■ のエリア内に風力発電を新規に高圧系統に連系する場合は、
発電機出力の抑制が必要となる可能性が高くなります。

別プロジェクトとのエリア重複のガイドライン

1 重複時の取扱い

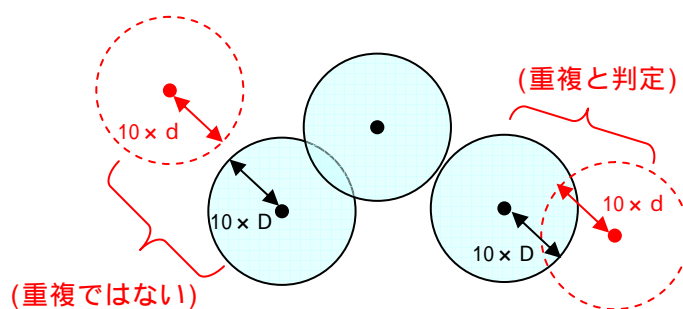
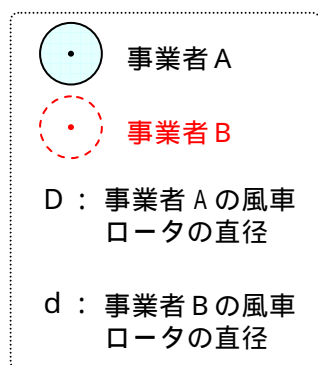
エリア重複が判明した場合、以下のとおりの取扱いとします。

- (1) 契約申込時点で、当社基準によりエリアが重複していると判断される場合、優先順位がより上位のプロジェクトが権利を得るものとし、下位のプロジェクトは、実現性がないものとして、原則として契約申込を無効とします。
- (2) 上記(1)の優先順位が下位のプロジェクトは、重複していないエリアのみに計画を見直した上で、再度、接続検討(事前検討)申込から実施していただきます。

2 重複エリアの判定基準

〔重複判定の当社基準〕

「設置予定風車のロータ直径の10倍の範囲」のエリアをプロジェクトエリアとし、そのエリアに他の事業者のプロジェクトエリアがかかる場合、重複と判定します。



問 い 合 わ せ 先

受付全般に関する問い合わせ

名 称	問い合わせ先
九州電力株式会社 お客さま本部 電力購入グループ (風力受付窓口)	〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電 話：092-761-3031(代表)

固定価格買取制度全般に関する問い合わせ

名 称	問い合わせ先
九州電力株式会社 経営企画本部 長期エネルギー戦略グループ (風力担当)	〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電 話：092-761-3031(代表)

技術的な項目に関する問い合わせ(特別高圧連系)

名 称	問い合わせ先
九州電力株式会社 北九州電力センター 計画管理グループ	〒802-8521 北九州市小倉北区米町二丁目3番1号 電 話：093-531-1195(代表)
九州電力株式会社 福岡電力センター 計画管理グループ	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電 話：092-761-6381(代表)
九州電力株式会社 佐賀電力センター 計画管理グループ	〒840-0804 佐賀市神野東二丁目3番6号 電 話：0952-33-1121(代表)
九州電力株式会社 長崎電力センター 計画管理グループ	〒852-8509 長崎市城山町3番19号 電 話：095-864-1808(代表)
九州電力株式会社 大分電力センター 計画管理グループ	〒870-0026 大分市金池町二丁目3番4号 電 話：097-536-4150(代表)
九州電力株式会社 熊本電力センター 計画管理グループ	〒862-0951 熊本市上水前寺一丁目6番36号 電 話：096-386-2500(代表)
九州電力株式会社 宮崎電力センター 計画管理グループ	〒880-8544 宮崎市橘通西四丁目2番23号 電 話：0985-24-2141(代表)
九州電力株式会社 鹿児島電力センター 計画管理グループ	〒890-8558 鹿児島市与次郎二丁目6番16号 電 話：099-253-1051(代表)

技術的な項目に関する問い合わせ(低圧、高圧連系)

名 称	問い合わせ先
九州電力株式会社 お客さま本部 次世代配電ネットワークグループ (風力担当)	〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電 話：092-761-3031(代表)